

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

ほたるの飛び交う故郷の再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

豊橋市

3 地域再生計画の区域

豊橋市の区域の一部（神ヶ谷・神郷及び嵩山地区）

4 地域再生計画の目標

豊橋市は、愛知県東部に位置し、古くは東海道の宿場町として栄え、現在は、同県東部の中心都市として発展している。

市域は、概ね平たんで、東部の山地から西部の低地へと緩やかに傾斜している。南部は台地を形成し、太平洋岸は急な崖となっている。河川は、豊川を始め、柳生川、梅田川及び朝倉川が本市を東西に貫流し三河湾に注いでいる。また、市域は多様な生態系をはぐくむ豊かな自然環境に恵まれており、特に表浜と呼ばれる太平洋沿岸では、アカウミガメが産卵に訪れるほか、日本有数の渡り鳥の飛来地である三河湾の汐川干潟、シラタマホシクサ等の希少生物が生息する葦毛湿原等がある。さらに、温暖な気候に恵まれ、大消費地が近いこともあいまって、大葉、キャベツ、トマト、豚、乳牛等をはじめとした農畜産物の生産が盛んで、市町村における農業出荷額は全国有数である。さらに、三河港には、多くの外資系企業が進出しており、特に自動車の輸入では全国1位を続けるなど、国際物流拠点としても重要な役割を果たしている。

近年、市街化調整区域では、生活様式の高度化、農業生産様式の変貌等、農業及び農村を取り巻く状況の変化により、農業用排水の汚濁が進行している。そのため、自然環境改善に対する関心が市民に広がり、ほたるをはじめとする野生生物を保護する活動が市内各地にて、取り組まれている。

このような実状に鑑み本市は、農村地域における汚水処理施設の効率的整備の推進体制として、平成11年度から公共下水道、農業集落排水施設の2部門の窓口を上下水道局へ集約し、汚水処理施設の整備を一体的に進めている。

自然環境の豊かさを実感できる社会を実現するため、汚水処理施設を整備し、水辺の多様な動植物の再生を促し、市民生活に潤いと憩いを与える、ほたるの飛び交う故郷を再生する。

（目標1）汚水処理施設の整備の促進

汚水処理施設整備交付金により、本計画の区域における汚水処理人口普及率を38%（平成22年度末）から83%（平成26年度末）に向上させる。

（目標2）主要河川の水質維持

豊川水系の神田川の水質をBOD2mg/l以下に維持させる。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

市街化区域については公共下水道により、また市街化調整区域については公共下水道、農業集落排水施設等を「地域下水道」として整備を進めてきた。

そこで更なる整備の促進のため汚水処理施設整備交付金を活用し、神ヶ谷・神郷地区を公共下水道により、高山地区を農業集落排水施設として整備し、汚水処理人口普及率を向上させるとともに、水環境の改善を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道……………平成21年3月に事業認可
- ・農業集落排水施設……平成21年3月に事業採択の通知を国より受けている。

【事業主体】

豊橋市

【施設の種類】

公共下水道、農業集落排水施設

【事業区域】

- ・公共下水道 神ヶ谷・神郷地区
- ・農業集落排水施設 高山1期地区

【事業期間】

公共下水道 平成24年度
農業集落排水施設 平成24年度～26年度

【整備量】

- ・公共下水道 管路 φ100～200 L = 1, 100 m
- ・農業集落排水施設 管路 φ100～200 L = 3, 019 m
処理施設 1箇所

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 610人 農業集落排水施設 1,200人

【整備費】

公共下水道	事業費	60,000千円	(うち、交付金	30,000千円)
農業集落排水施設	事業費	734,000千円	(うち、交付金	367,000千円)
合計	事業費	794,000千円	(うち、交付金	397,000千円)

5-3 その他の事業

- ・浄化槽設置整備事業

単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換に対して一部補助し、生活排水による水質汚濁の防止及び汚水処理人口普及率向上を図る。

- ・530運動の実践

春と秋の2回、地域住民により側溝、排水路等の清掃を行い、生活環境に対する意識向上を図る。

- ・下水道の普及啓発活動

各種イベントに参加して下水道事業のPRを行い、下水道普及率及び環境に対する意識の向上を図る。また、「出前講座」を行い、次代を担う子供たちに下水道の役割、仕組み、水の大切さ、下水道の必要性を認識してもらい、下水道をとおして環境を思いやる心を育成する。

- ・ほたるの飼育・放流

市内のNPO法人、小学校によりほたるの飼育放流活動を行い、ほたるの回復を図る。

6 計画期間

平成24年度～平成26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に豊橋市において必要な調査を実施するとともに、評価し、公表する。